

令和6年度 吉見町防災ハザードマップ説明会 質疑応答集 (Q&A)

No.	Q (質問)	A (回答)
1	災害時に避難所の空き状況を知ることができるのか。令和元年台風第19号の際は、避難所に入りきれないので北本市に行く人もいた。	避難情報（高齢者等避難、避難指示等）は、防災行政無線、町ホームページ、各種SNS等を通じて発信します。 また、避難所の開設状況についても同様に発信し、併せて空き情報についてもお知らせします。
2	水害時の避難所での電源の確保について、北小学校は3階以上となっているが、1階が浸水すると電気が使用できなくなり、トイレなどに影響が出ると思うが、電源の確保はどのようになっているのか。	電源消失時の対応として、支援物資が到着するまでの間は非常用蓄電池、小型発電機等で一時的に対応します。 トイレについては、簡易トイレや自動ラップ式トイレ等で対応します。
3	避難所の指定はあるのか。水害時には南小への避難はやめた方がよいのでは。また、車中避難車両証を追加配布してほしい。	避難所に地区の指定はありません。家族等で話し合い、安全に避難できる避難所を選定してください。災害種別により避難所が異なるので、ハザードマップを確認してください。また、車中避難車両証は、町ホームページから印刷できます。複数の車両で避難する場合は、必要台数分を印刷し、車中避難をする際にご活用ください。 ※ホーム→組織から探す→総務課→防災→災害に備える→風水害に備えた車中避難の手引き
4	災害時には、町ホームページで各避難所の避難者数等について、リアルタイムで掲載してほしい。	避難所の混雑状況は、町ホームページ、防災メール、各種SNS等の情報発信ツールから発信する予定です。 また、テレビ埼玉のデータ放送やヤフー防災情報からも確認することができます。
5	現在の小学校は、統合後も避難所として残しておくのか。	統合後の各小学校の活用方法については、現在検討中ですが、避難所としての活用も選択肢の一つと考えています。
6	福祉避難所に看護師を配置してほしい。	配慮を要する方が避難する福祉避難所では、保健師、看護師等の配置が望ましいことから、できる限り配置に努めます。
7	南小学校は避難所として適しているのか。	耐震基準を満たしているので、避難所に指定しています。 しかしながら、南小学校は浸水想定区域内にあることから、洪水に関しては、校舎の3階以上を避難所に指定しています。
8	フレサよしみが近いが、なぜ指定避難所にしないのか。	吉見町民会館（フレサよしみ）は、指定避難所に避難者を収容できない場合の施設であり、大規模災害時には避難施設として使用するほか、支援物資等の集積地としても使用する計画となっています。
9	フレンドシップハイツよしみを有効活用してほしい。	休業中のフレンドシップ・ハイツよしみについては、現在再生に向け整備工事を実施しています。完成後は、指定避難所に避難者を収容できない場合の補助避難所の一つとして利用を考えています。
10	町全体の避難指示が出たとき、避難所である西が丘小学校が土砂災害警戒区域になっているが大丈夫か。	西が丘小学校の体育館や一部校舎棟では、土砂災害警戒区域等（レットゾーン・イエローゾーン）に指定されているため、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況では避難所としては使用しません。土砂災害警戒区等の区域外の校舎棟（多目的教室等）を避難所として使用することになります。

11	西が丘小学校が避難場所になっているが車はどこに置くのか。	西が丘小学校の場合、まずは一般駐車場に駐車し、満車となればグラウンドを開放する予定です。避難所の駐車場が満車となった場合は、近隣の車中避難場所（武蔵丘短期大学等）への移動をお願いすることもあるので、あらかじめご了承ください。
12	洪水時の避難のため、西が丘小学校の西側の段差をスロープにしてもらえれば車が入りやすい。	洪水時の避難等、西が丘小学校のグラウンドを避難者用の駐車場として開放する際、グラウンド側と校舎側の段差を解消するためのスロープを設置することで、スムーズな交通整理が可能となることから、検討が必要と考えます。
13	行政区内の公園が指定緊急避難場所となっているが、トイレ等の設備を整備してほしい。	町内の公園は、指定緊急避難場所として町が指定していますが、切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所となっています。「指定避難所」のよつに、災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が、一定期間生活するための施設ではないことから、現在のところトイレ等の施設整備は考えていません。
14	ハザードマップP8避難所一覧の座標についての説明してほしい。	吉見町役場の座標「2-F-4」を例にして説明すると、最初の「2」は、ページ左上隅の緑枠2を表し、「F」は、ページ上下段の緑の枠のローマ字のFを表し、「4」は、ページ左右両脇の緑枠最下段に表示されています。「荒川（浸水想定区域図）」上にて、この座標付近を追うと目的の避難所を見つけることができます。
15	防災ハザードマップP8「避難所一覧」の緊急避難場所No.16の西部ふれあいセンターが指定避難所と補助避難所の両方に指定されているのは、どういうことか。	ハザードマップP8「避難所一覧」の西部ふれあいセンターについて、指定避難所として開設する災害区分は「洪水」時で、補助避難所として開設する災害区分は「地震」時となります。複数のハザードマップを一つにまとめたため、分かりづらい点があります。今後ハザードマップを更新する際は、分かりやすい表現を検討します。
16	令和元年10月の台風第19号の際は、避難すべきか、ご近所や家族で検討した結果、ペットのこともあり避難しなかった。実際の避難所はどのような状況だったのか。自身が欲しい食料や物資はすぐに手に入るのか。	町では、警戒レベル3を避難所開設の目安としておりますが、有事の際や状況により変動することもあるため、防災行政無線やメール、各種SNSを通じて得た情報などを基に、命の安全を最優先に避難することが被害を最小限に抑えることにつながります。また、避難所には一定数の備蓄品はありますが、全ての避難者が満足するような食料や物資の備蓄はありません。ハザードマップP24の「非常時持出品・備蓄品」を参考に災害に備えてください。そのほか、ペットを飼っている方は、町ホームページに掲載のある「ペット同行避難マニュアル」を参考にしてください。 ※ホーム→組織から探す→総務課→防災→ペット同行避難マニュアル

17	避難所には定員があるのか。 多くて避難できない場合はどうすればいいのか。 また、事前にホームページなどで知ることはできないのか。	防災ハザードマップのP8のとおり、町では、災害時には指定緊急避難場所、指定避難所、補助避難所及び福祉避難所の4種類の避難所を指定することとしています。 いずれも小学校などの既存の施設や公共施設などのスペースを活用する計画であり、収容人員も一定ではありません。指定避難所が満員になれば補助避難所へ誘導するなど、状況に応じて適宜対応する計画となっています。 災害の規模によっては、避難者が各避難所の収容人員を超える場合も想定されますので、安全な場所にある親戚や知人宅などへの分散避難についてもご検討ください。 なお、避難所の収容人員は、町ホームページから確認することができます。 ※ホーム→組織から探す→総務課→防災→防災に関する計画→地域防災計画→吉見町地域防災計画（資料編）（PDFファイル）P144～P151参照
18	避難所のプライバシーについて。	町では、避難所でのプライバシーを確保するため、テント型間仕切りパーテーション、段ボールベット等の資機材を備蓄しています。
19	避難所のトイレについて。	携帯トイレ、簡易トイレ（洋式）、自動ラップ式トイレなどの資機材を備蓄するとともに、民間事業者と仮設トイレの提供について、協定を締結しています。
20	統合後の小学校施設は避難所として使用するのか。	統合後の各小学校の活用方法については、現在検討中ですが、避難所としての活用も選択肢の一つと考えています。
21	避難所一覧を見ると地震・洪水・土砂災害と区分されている。それぞれの災害が発生しないと避難所は使用できないのか。	地震発生時は、基本的には全ての避難所が指定緊急避難所として機能します。 洪水、土砂災害については、危険なエリアを避けた地区の避難所が機能します。
22	指定緊急避難場所のふれあい広場などにテントを設置してもいいのか。	大規模災害発生時は、切迫した災害の危険から命を守る必要があるため、速やかに身近にある指定緊急避難場所に避難してください。 しかしながら、指定緊急避難場所は、一時的な避難場所であることから、自宅の被災状況を確認し、生活が困難な状況であれば、指定避難所等への移動をお願いすることがあります。
23	避難所の空き情報の把握について、町ホームページ、防災メール等で発信するのか。	各避難所の混雑状況は、町ホームページ、防災メール等の情報発信ツールから発信します。 また、テレビ埼玉のデータ放送などでも確認することができます。
24	台風第19号の時、北小学校に避難所を開設してから、かなり遅れて吉見中学校が開設された。吉見中学校も速やかに開設した方がよい。	令和元年台風第19号時の経験や教訓を踏まえ、避難所の開設については、適切なタイミングで、かつ適切な場所を開設できるよう努めてまいります。
25	小学校の統合後の建物、フレンドシップハイツの利活用は。	統合後の各小学校の活用方法については、現在検討中ですが、避難所としての活用も選択肢の一つと考えています。 また、休業中のフレンドシップ・ハイツよしみについては、現在再生に向け整備工事を実施しています。完成後は、指定避難所に避難者を収容できない場合の補助避難所の一つとして利用を考えています。

26	フレンドシップハイツよしみに4億円かけるならフレンドも避難所として使えるなど、抜本的改革が必要。	休業中のフレンドシップ・ハイツよしみは、現在再生に向け整備工事を実施しています。完成後は、指定避難所に避難者を収容できない場合の補助避難所の一つとして利用を考えています。
27	避難所の収容人数をハザードマップに掲載してほしい。	避難者の目安となるため、現行のハザードマップを見直す際には、掲載について検討します。
28	令和元年台風第19号の際は、在宅避難としました。町の洪水時の避難所の受入れ人数は何人ですか？	洪水時には、西地区にある公共施設を指定避難所として指定し、収容人員は、おおむね900人となっています。
29	西部ふれあいセンターは、避難所として何人まで収容できるのか。また、避難所の受入れの優先順位は規定しているのか。	西部ふれあいセンターの収容人員は、100名となっています。なお、避難者の優先順位は定めていません。
30	避難所（東第一小学校）の収容人数及び避難してくるだろう人数は町として把握しているのか。	東第一小学校（体育館）の収容人員は、350人となっています。なお、令和元年台風第19号の際、東第一小学校（校舎棟）には684人が避難し、町全体で2,240人が各避難所へ避難しました。避難所によっては定員を超える状況となったことから、町では、避難者の受入れについて、適切な定員管理を図るとともに、安全な場所への分散避難についても、引き続き啓発してまいります。
31	西部ふれあいセンターの収容人員は。	西部ふれあいセンターの収容人員は、100名です。
32	東第一小学校の収容人員は。	東第一小学校の収容人員は、350人です。
33	避難時、道路冠水により車が通りづらくなるため、安全な避難経路を教えてください。また、通行止めの所を教えてください。	町では「避難経路」の指定はしていません。ハザードマップを参考にして事前に安全な避難経路を確認しておくことが重要です。避難経路を考える際には、がけ崩れや建物倒壊、落下物などによる危険が少ないこと、最短で避難目標地点や避難所に到着できること、複数の迂回路が確保されていること、河川沿いや蓋のない側溝がある道路はできるだけ避けることなどが重要です。また、過去に道路冠水が発生した場所を「内水浸水実績箇所」としてハザードマップに記載していますので、ご確認ください。
34	避難所に移動する道路が危ないことも考えられる。それぞれが事前に複数の避難経路を確認しておく必要がある。また、令和元年台風第19号の際に避難所での飲酒が見受けられた。	平時の備えとして、ハザードマップを参考にして事前に安全な避難経路を確認しておくことが重要です。避難経路を考える際には、がけ崩れ、建物倒壊、落下物などによる危険が少ないこと、最短で避難目標地点や避難所に到着できること、複数の迂回路が確保されていること、河川沿いや蓋のない側溝のある道路はできるだけ避けることなどが重要です。また、避難所は、避難者が安心して過ごすための施設であることから、共同生活におけるルールとマナーの順守をお願いするとともに、常識の範囲内での行動を促します。
35	避難経路に木の枝が伸びている状況があり危険性があると見受けられるが前もって町で避難経路を確認してほしい。	町道を管理しているまち整備課に情報提供し、通行に支障がないか確認します。

36	町は、避難経路を指定しているのか。	町では「避難経路」の指定を行っていません。 ハザードマップを参考にして事前に安全な避難経路を確認しておくことが重要です。 避難経路を考える際には、がけ崩れ、建物倒壊、落下物などによる危険が少ないこと、最短で避難目標地点や避難所に到着できること、複数の回路が確保されていること、河川沿いや蓋のない側溝のある道路はできるだけ避けることなどが重要です。
37	西が丘小学校の南側道路について、幹線道路から西が丘小学校までの道路が狭いため道路拡張をしてほしい。広い道路であれば災害対策になる。	駐車場として開放する場合の西が丘小学校の南側道路について、避難所へのアクセスのしやすさ、利便性、安全性能等を考慮し、関係課と整備の必要性を検討してまいります。
38	木々が生い茂り、電線にかかっている状況もある。自己所有地の管理は自身といわれるが災害時停電となり自宅避難者への影響もあることから町で対応してほしい。	町有地は町で管理しますが、私有地の枝の管理は所有者が行うこととなります。 しかしながら、災害時における避難者の安全確保、緊急車両の通行確保、停電の防止等を図る必要があることから、東京電力パワーグリッド㈱と連携を強化するとともに、土地所有者への通知等も適宜行ってまいります。
39	震災時は倒木等により道路が塞がってしまうと避難できなくなってしまう。倒木のおそれがある高木を伐採してもらえないか。	ハザードマップを参考に安全な避難経路を複数選択できるよう、個人やご近所、行政区等で確認することも重要です。 また、山林の倒木のおそれのある立木について、町から通知等を通じて所有者に対し、樹木の伐採や適切な管理等をお願いしておりますが、速やかな対応がなされない状況があります。
40	避難所（西小学校）への移動手段について、台風第19号の際は、避難当初はグラウンドへの駐車不可とされたため、大きな渋滞や混乱を招いた。（のちに解禁され、グラウンドへの駐車が行われた）	特に洪水時の避難の際に車を利用することは、渋滞を引き起こし緊急車両の通行の妨げになるだけでなく、道路冠水により車の制御ができず、脱出できなくなることが想定されますので、車での避難は注意が必要です。 しかしながら、車で避難所に避難された場合、駐車は可能です（西小学校であれば、一般駐車場に初めに駐車し、満車となればグラウンドを開放する予定です）。なお、避難所の駐車場が満車となった場合は、近隣の車中避難場所への避難をお願いします。
41	避難する際、水害時でもブレーカーは切るべきか。	避難時はブレーカーを切り、コンセントを抜くことが大切です。避難所から帰宅した際は、電化製品の状況を確認してからブレーカーを入れてください。不安がある場合は、専門業者へ相談することも検討してください。
42	様々な水害状況を想定し、具体的な行動例を考えてほしい。（実際に決壊場所を挙げて避難行動の仕方等のシミュレーションをするなど。）	町では、荒川右岸堤防一ツ木地先において決壊のおそれがあるとの想定で水防訓練を実施しています。また、ハザードマップのP26では、災害（台風による河川の氾濫を想定）の発生時点から時間をさかのぼり、一人ひとりが取るべき行動のタイミングを整理する「マイ・タイムライン」を掲載していますので、ぜひ活用してみてください。
43	令和元年台風第19号の際は、西地区の避難所が定員超えになってしまいました。仕方なく東第一小学校に避難しましたが、3階までいっぱいでした。浸水エリアの2階に仕方なく避難した人もいた。	各避難所の混雑状況については、町の情報発信ツールで配信することとしています。 災害の規模等によっては、避難者の数が避難所の収容人員を超えることも想定されるため、災害協定を結んでいる事業所等の一時避難場所（駐車場）への広域避難や安全な場所にある親戚や知人宅への分散避難なども検討してください。

44	避難手段がない場合の公的な支援はあるのか。	災害時、町が住民一人ひとりの避難支援を行うことは困難です。日頃から、ご家族や知人など避難を支援していただける方と連絡を密にし、災害時にスムーズな避難ができるよう準備をお願いします。 なお、避難行動に時間がかかる方は、町から発令される警戒レベル4「避難指示」を待つことなく、警戒レベル3「高齢者等避難」の段階で、避難してください。
45	堤防が決壊した場合、防災行政無線やメール等で発信されると思うが、決壊したのはすぐに分かるものなのか、誰から連絡があって分かるものなのか、防災行政無線がいつのタイミングで放送されるのか、タイムラグがどれくらいあるのか聞きたい。	堤防の決壊情報等に関しては、町の水防監視班や河川管理者など関係機関と連携し、情報共有を図りませんが、災害の状況を確実に把握できるものではありません。 町は、避難に時間を要することも考慮し、荒川や市野川が避難の目安となる水位に到達した段階で、警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」を発令します。 避難情報の発令の際は、防災行政無線や各種SNS等を通じて発信しますので、警戒レベル4までに危険な場所にいる方は必ず避難をお願いします。
46	過去に警戒レベル4と5の発令は何回あったのか。	旧警戒レベルの避難勧告及び避難指示（警戒レベル4）については、令和元年台風第19号の際、吉見町で初めて発令しました。 また、令和3年5月、避難情報の見直しに伴い、新たに5段階の警戒レベルの発令基準が設定されましたが、令和6年10月現在、警戒レベル4及び5の発令実績はありません。
47	警戒レベル4で全員避難だが、浸水想定区域外の行政区においても避難する必要があるのか。	浸水想定区域外にある行政区では、水害に対する避難は必要ありません。 気象庁等から大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域外でも土砂災害発生の危険度が非常に高まった状態であることから、町では、自主避難所を開設します。 上記の防災情報を自主避難の判断の参考としていただき、土砂災害等の危険を感じた場合は躊躇することなく避難してください。
48	垂直避難の注意点について教えてほしい。	自宅が垂直避難に適している場所であるか（2階部分まで浸水する場所では適していません。）を、ハザードマップで確認してください。 また、自宅が浸水した場合は、電気、ガス、水道、トイレなど、ライフラインが使えなくなる可能性があることから、平時から飲料水や食料等の備蓄も重要となります。 ハザードマップP24の中段に、カセットコンロや携帯トイレなど、非常時備蓄品の例が記載されているので、参考にしてください。
49	自宅周辺が浸水すると移動ができない。	自宅周辺が浸水している状況となると、すでに災害が発生又は切迫した状況であるとし、町は警戒レベル5「緊急安全確保」を発令します。浸水が始まってからの避難は大変危険ですので、避難の際は、同じく町が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」の段階での避難について、ご協力をお願いします。
50	川が氾濫した場合は、道路に路上駐車してよいのか。	緊急避難的措置として、緊急車両の通行に支障をきたさないよう、道路の端に駐車するようご協力をお願いします。

51	防災ハザードマップP2の下段の「避難の目安となる水位」における避難判断水位観測地点について市野川の慈雲寺橋よりももっと上流の吉見百六付近を観測地点にしたほうがよいのでは。	ハザードマップP2下段の「避難の目安となる水位」については、市野川の観測地点は慈雲寺橋となっていますが、市野川上流部の東松山市松山地内に架かる天神橋観測所の水位も参考としています。
52	分散避難を検討してもらいたいとのことだが、現在息子たちは近隣の自治体に住んでいるので、吉見に住んでいるのは私と妻の二人だけです。有事の際は連絡手段も限られ、ちゃんと連絡が取れるかも分からない。二人で分散避難しなければならないのか。	説明させていただいた分散避難については、地域の避難所に避難することのほか、安全な場所にある親戚や知人宅に避難するという分散避難も避難行動の選択肢の一つとして事前に検討しておいていただくことも重要であるという観点から申し上げました。
53	2019年の台風第19号の際は、指定避難所へ避難した。その際に避難解除のアナウンスがなく、いつまで避難していればいいのか、いつ帰れるのかわからなくて不安だった。また、雨が止んだから大丈夫だろうと勝手に帰ってしまうケースもあった。解除の目安やきちんとしたアナウンスをした方がよいのではないか。	水害時、町は河川の水位が氾濫注意水位まで下がり、かつ、危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときに、水防の非常備配備体制を解除することになっています。これにより、避難所の閉鎖についても、河川管理者である国や県、熊谷地方気象台など関係機関と連携を図りながら判断することになります。雨がやんでいても河川の決壊や水位の上昇がみられることから、個人での判断は非常に危険が伴います。町といたしましても、避難者の安全を確保するため、適時、適切な情報発信に努めてまいります。
54	東地区は東第一小学校に行かなければいけないのか。	避難所に地区の指定はありません。家族等で話し合い、安全に避難できる避難所を選定してください。
55	台風第19号時における防災対策の反省点とその後の対応は。	車での避難者が多く、駐車場が不足しました。そのため、災害協定を結び、町内外に災害時の一時避難を可能とする駐車場の確保に努めています。また、東第一小学校をはじめ、各小学校には多くの避難者が殺到し、居住スペースや災害用物資が不足するような事態が発生したことから、町民の方には、日ごろから災害備蓄品等の準備をお願いするとともに、積極的に分散避難や町外への広域避難などについても検討するようお願いしています。
56	災害発生時に町民が取るべき行動は、もっと具体的に示す方がよいのでは。また、災害対策にかかる費用はどんどん予算化するべきと思う。	災害発生時に町民が取るべき行動、特に風水害時において住民自らが避難行動がとれるよう、「マイ・タイムライン」の作成について、周知・啓発に取り組んでいます。なお、災害対策に係る費用については、可能な範囲での予算化に努めてまいります。
57	車中避難車両証を紛失した場合、再交付してもらえるのか。	町ホームページから印刷ができます。複数の車両で避難する場合は、必要台数分を印刷し、車中避難をする際にご活用ください。※ホーム→組織から探す→総務課→防災→災害に備える→風水害に備えた車中避難の手引き
58	車中避難の訓練を行ったのか。	車中避難訓練の実施に向け、現在訓練内容等を検討しています。
59	災害時の車中避難車両の数などのシミュレーションは行ったのか。	水害時における避難計画を策定していますが、想定車中避難車両数に対し、指定避難所及び車中避難場所が不足する状況となっています。引き続き、町民の皆様に町内外を問わず安全安心な場所への分散避難をお願いするとともに、引き続き、新たな車中避難場所等の拡充にも取り組んでまいります。

60	車中避難場所のすべての場所に、トイレ、食料はあるのか。	全ての車中避難場所でトイレが確保されているわけではありません。 車中避難時は、簡易トイレや食料等、日ごろから各自で準備した非常時備蓄品を持参して避難をお願いします。
61	こども動物自然公園駐車場を車両一時避難所として確保していると説明があったが、この場所は洪水時には周りが浸水し、孤立してしまうのではないのか。	東松山市高坂地区においては、一部浸水想定区域がありますが、こども動物自然公園の周辺は浸水想定区域にはなっていません。 台風や集中豪雨は、災害発生までにはある程度時間的余裕があるので、事前に各家庭でマイ・タイムラインを作成していただくなど、浸水が発生する前、早めに避難行動が取れるように準備をお願いします。 早めの避難行動が、大切な家族を守ります。
62	車両での避難した場合、避難所の駐車場が満車となったらどうするのか。	避難所の駐車場が満車となった場合は、近隣の車中避難場所への避難をお願いします。また、安全な場所にある親戚や知人宅に避難できるのであれば、分散避難にご協力ください。 なお、車両避難等は浸水が始まってからの避難行動は大変危険ですので、早めの避難行動を心がけてください。
63	車中避難場所について、満車の情報はどのように取得するのか。	町からの情報発信ツールにて、情報提供します。ハザードマップP7「情報を集めましょう」に掲載されている各種情報発信ツールを登録し、いつでも町からの情報を集められるように備えてください。
64	森林公園への車での避難は一時的なものなのか。長期的なものなのか。	車での避難は一時的な避難となりますが、町の被害状況により長期的な避難となる場合もあります。 森林公園も被災状況によっては、早期に通常営業を再開することから、町は災害協定等に基づき、長期的に滞在可能な他の避難場所への移動をお願いすることも考えられます。
65	車中避難車両証は余分にもらえないのか。また、ホームページから印刷していいのか。	町ホームページから印刷ができます。 複数の車両で避難する場合は、必要台数分を印刷し、車中避難をする際にご活用ください。 ※ホーム→組織から探す→総務課→防災→災害に備える→風水害に備えた車中避難の手引き
66	車中避難を想定して、駐車場を町内外に確保していただいているが、北地区全体が避難できるような避難場所を西地区に指定してほしい。	水害時、東地区や南地区の住民の方も避難するため、北地区の避難場所として、西地区の避難所を指定することはできません。 避難所の収容人員にも限りがありますので、町民の皆様には、安全な場所にある親戚や知人宅への分散避難を検討していただくとともに、町としましても、更なる避難場所の拡充について取り組んでまいります。
67	車中避難場所が満車の時は、どうすればよいのか。	車中避難場所が満車の場合は、駐車スペースに余裕のある他の車中避難場所をご利用いただくことになります。
68	広域避難場所までの区域図を把握したい。	町外にける広域避難所の住所、受入れ可能台数、現地写真等を町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。 ※ホーム→組織から探す→総務課→防災→災害に備える→風水害に備えた車中避難の手引き

69	北本市の旧栄小学校の避難場所は、災害があった際に避難できるのか。北本市と公共施設の締結を結んでいると聞いたが、北本市の公共施設はどこを差すのか具体的な施設名や避難できる車両台数を教えてほしい。	現在、北本市と町では「洪水時等における広域避難に関する協定」を締結しており、洪水等による水害が発生するおそれのある場合、北本市が指定した公共施設（名称：旧栄小学校体育館、住所：北本市栄1）に広域避難できることとなっております。駐車台数は、現在20～30台程度となっております。
70	松ノ平の下の方が東松山に避難してもいいのか。協定を検討しているのか。	東松山市に避難することは問題ありませんが、東松山市においても水害のリスクが高い場所もあることから、事前に東松山市のハザードマップをご確認いただいた上で避難をお願いします。また、東松山市と単独での災害協定は締結していませんが、近隣の関係自治体と「大規模災害時における相互応援に関する協定」を締結しています。
71	鴻巣市・北本市方面の避難場所、施設名、利用方法は。	鴻巣市の大部分は、荒川及び利根川の洪水浸水想定区域内にあり、水害リスクのおそれがあるため、広域避難の協定は締結していません。北本市との協定では、町から北本市に広域避難の要請を行い、北本市が指定した公共施設（現在は、旧栄小学校体育館（北本市栄1））に避難することになっており、他の公共施設は含まれておりません。駐車台数は、グラウンドを除くとおおむね20台～30台となっております。
72	水害時の避難先として、北本市の旧栄小学校が指定されているが、吉見町で避難指示などが発令したときに、北本市などの近隣市で避難者の受け入れ体制は整っているのか。	北本市との災害協定では、同市が指定する公共施設（現在は旧栄小学校）の使用が可能となっております。そのほか、災害協定により水害時に一時的に避難可能な車中避難場所として、森林公園（滑川町）、こども自然動物公園（東松山市）、町内事業所等の駐車場を使用できるようになっております。しかしながら、水害時における要避難者数を全て受け入れられる体制はまだ整っていないことから、引き続き、体制の整備を進めてまいります。
73	吉見町の土地は低い場所が多いので、北本市と連携しているように、近隣市町との連携を深め、避難場所の拡充を希望する。	受け入れ可能な避難場所について、近隣市町の状況を踏まえつつ、相互連携を深めてまいります。
74	令和元年台風第19号の際、南小学校に避難した高齢者が2階以上に上がれず、職員も補助できなかった。（ケガをさせられないから）その後、当事者は自宅に戻った。その後の対応は改善されたのか。	避難所運営には共助の精神が重要であることから、町職員を中心としつつ、避難者の協力も得ながら、高齢者等要配慮者を支援したいと考えています。
75	高齢者の避難方法は。	災害時要援護者（高齢者等）の避難方法について、基本的にはご家族などあらかじめ決められた避難支援者の方がサポートすることとなっております。しかしながら、災害時に避難支援者が近くにいない場合などは、各行政区の区長や民生委員と情報共有を図り、可能な範囲での支援にご協力ください。なお、町から警戒レベル3「高齢者避難等」が発令されましたら、災害時要援護者（高齢者等）の方は、速やかに避難行動を起こすようお願いいたします。

76	仮設住宅の準備はあるのか。 何棟あって、場所は。	仮設住宅については、調査等により必要戸数を把握し、あらかじめ決めておいた候補地の中から用地を確保した上で建設します。 なお、令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」においても様々な事情により、応急仮設住宅の完成及び入居に遅れが生じたことから、町では、仮設住宅の完成まで長い期間を要する場合等に備え、「キャンピングカー」及び「移動式宿泊施設（トレーラーハウス）」の提供を受けることができる災害協定を締結しています。
77	災害時要支援者を町は把握しているのか。また、区長不在の時は町で対応してくれるのか。	民生委員・児童委員のご協力により、町は災害時要支援者名簿を所有し要支援者情報を把握しています。この名簿は要支援者本人の同意のもと、区長、自主防災組織、消防、警察などの間で情報提供が可能となっているので、要支援者の支援に役立てていただけたら幸いです。
78	高齢者等災害時要支援者の避難行動については。	災害時要支援者の登録の際、避難支援者の記入をお願いしており、基本的には避難支援者の方が支援することとなります。 しかしながら、予期せぬ突発的に発生した災害時など避難支援者が支援できない場合は、高齢者等災害時要支援者の避難について、地域の皆様のご協力をいただけたら幸いです。 なお、要支援者本人の同意のもと、区長や関係者に情報を提供することは可能となっています。
79	災害時要支援者名簿について、災害が起きた場合、区長と民生委員以外の方は閲覧できないの。	町では、民生委員・児童委員のご協力により、災害時要支援者名簿を作成し、関係区長と情報共有を図っています。 この名簿は、要支援者本人の同意のもと、自主防災組織、消防、警察等との間で情報共有が可能となっています。
80	一人で避難できない人は個別避難計画を作った方がよいのではないかと。役割分担については町、民生委員、区長等明確にした方がよいのではないかと。または、民生委員に依頼するなどした方がよいのではないかと。	一人で避難できない災害時要支援者への対応として、民生委員・児童委員のご協力により、災害時要支援者名簿を作成しています。 災害時要支援者の登録の際には、避難支援者の記入をお願いしており、基本的には避難支援者の方が支援することとなります。 しかしながら、予期せぬ突発的に発生した災害時など避難支援者が支援できない場合は、高齢者等要支援者の避難について、地域の皆様の安全を確保した上でご協力をいただけたら幸いです。
81	令和元年台風第19号の際、東第一小学校に避難したが、毛布等の物資が足りなかった。実際に災害が発生した場合には、もっと混乱すると思うが、前回の課題とそれに対する教訓は整理されているのか。	町では、令和元年台風第19号の対応時の課題とそれに対する教訓として、避難情報等の適切な発令、災害時備蓄品の充実、町からの情報発信ツールの拡充等が重要であるとの認識のもと、災害対策に取り組んでいます。 なお、緊急的に一時避難する際は、必要最低限の水や食料、生活必需品の携行をお願いしています。
82	ペットを連れて避難できるのか。	町では、災害時にペットと飼い主が安全に避難するため「ペット同行避難マニュアル」を策定し、町ホームページに掲載しています。マニュアルでは「ペット同行避難マニュアルの基本的な考え方」、「飼い主として平常時における準備」などについて掲載しています。 町の避難所では、一般的に使用できる部屋数に限りがあり、一般避難者が生活する場所と区別してペットの飼育場所を確保することが困難な状況もあることから、ペット避難においても、安全な場所にある親戚や知人宅、一時的な車中泊などの分散避難にご協力をお願いします。

83	避難場所、避難所におけるペットの居場所（部屋等）を設けてほしい。	町では、災害時にペットと飼い主が安全に避難するため「ペット同行避難マニュアル」を策定し、町のホームページに掲載しています。マニュアルでは「ペット同行避難マニュアルの基本的な考え方」、「飼い主として平常時における準備」などについて掲載しています。 避難所におけるペットの飼養場所については、避難所を担当する町職員と避難者として協議し、選定いただくこととなります。協議次第では、屋内ではなく、屋外に飼養場所を設置することも想定されます。
84	荒子上集会所の想定浸水深は、ハザードマップでは、3.0～5.0m未満、近くの電柱にある表示板では5.1mとなっているが、この違いは。	道路や宅地など、同じ地域でも地盤の高さが異なるため、差が生じています。
85	和田吉野川や荒川の堤防が決壊した場合、荒子上が浸水するまでどのくらいの時間がかかるのか。	蚊斗谷地先の荒川堤防が決壊したと想定し、国土交通省が提供する「浸水ナビ」の地点別シミュレーション検索システムにより計測すると、荒子上集会所が浸水するまでの時間は、おおむね30分と予想されています。 なお、和田吉野川は、検索システムにデータがないため、計測できませんでした。
86	和田吉野川の浸水想定は、どこの場所が決壊した場合を想定しているのか。	具体的な決壊・越水場所は想定していません。流域で決壊・越水が発生した場合の想定浸水深を表示しています。
87	町内の各家庭の想定浸水深は、どのくらいになるのか。	国土交通省が提供する「浸水ナビ」の地点別シミュレーション検索システムにより、各家庭の想定浸水深を確認することができます。 ※ハザードマップP7参照
88	ハザードマップの浸水想定区域図は、具体的にどのあたりで決壊した場合の浸水想定なのか。	具体的な決壊・越水場所は想定していません。 3つの河川の流域で決壊・越水が発生した場合の想定浸水深を表示した浸水想定区域図となっています。
89	浸水想定区域図は何を根拠に作成されたものか。	洪水ハザードマップは、水防法により洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域として指定することが義務付けられています。（水防法第14条） なお、浸水想定区域図の情報は、国の資料を引用しています。
90	浸水想定区域図について、水深のいろいろなパターンを公開してほしい。	ハザードマップでは、荒川、市野川及び和田吉野川の各浸水想定区域図を掲載していますが、町の東側に沿って流れる荒川が決壊した場合の想定浸水深が最大となります。 国土交通省が提供する「浸水ナビ」の地点別シミュレーション検索システムにより、荒川における町内各地の想定浸水深が計測できるので、ぜひ確認してみてください。
91	ハザードマップP16、荒川（浸水想定区域図）E3と4の境にある家屋倒壊等氾濫想定区域は、今後修正する考えはないのか。白図による標高は約10cm低い。	今後、荒川浸水想定区域図における想定最大規模の基準等の変更など、ハザードマップを見直す際に、修正するかどうかを検討します。

92	新聞に水害リスクマップが出た。町の対応は。	<p>国・県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。</p> <p>国・県では、これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取り組みを推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表することとなりました。</p> <p>町の対応としましては、いつ起こるかもしれない、もしもの時に備えて、防災の意識を持ち、日頃から水害、土砂災害に対して準備を行うよう、引き続き、町民の皆様をお願いしてまいります。</p> <p>具体的には、避難行動等の「準備」を進めていただくために、「地域のリスクを知る」、「防災情報の確認」、「命を守るための行動」について、啓発する事業をあらゆる機会を捉えて行ってまいります。</p>
93	埼玉県浸水被害の発生頻度を色分け水害リスクマップが県が公開されたが、町で発生頻度に着目したマップを作製する予定はあるのか。	<p>荒川については国、市野川については県において、「水害リスクマップ」を作成、公表しています。</p> <p>この「水害リスクマップ」は、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取り組みを推進するとともに、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするものです。</p> <p>町では、国・県が作成した「水害リスクマップ」を活用するため、町独自のマップの作製は考えていません。</p>
94	電柱の浸水標識に水位（赤い印）をなぜつけていないのか。5.5mの高さが分からないので、標識から何メートル上かとか、印だけでもつけてほしい。また、近くに防災行政無線がある。町の所有物であるし、そこに設置することはできないのか。	<p>洪水標識は東京電力の電柱に占用する形で設置しています。</p> <p>東京電力との協議の中で、4.5mを超える高さになると、電線や各種設備と緩衝してしまうとの理由により4.5m以下の高さとなりました。</p> <p>また、防災行政無線塔への設置については、東京電力の電柱同様、無線設備への影響等、調査し設置に向け検討してまいります。</p>
95	電柱の赤テープ表示は、もっと危機感が感じられたように工夫が必要ではないか。	<p>洪水標識は東京電力の電柱に占用する形で設置しています。東京電力との協議の中で、4.5mを超える高さになると、電線や各種設備と緩衝してしまうとの理由により4.5m以下の高さとなりました。</p> <p>また、各種洪水標識については、国が示す手引きに基づき、設置しています。</p>
96	行政区の想定浸水深は5m～10m未満だが、色が濃いのか薄いのか分かりづらい。	<p>想定浸水深の色分けについて、次回更新時にはより見やすい図となるよう、配慮したいと考えています。</p>
97	水が来た時に何メートル水かさ上がるというが、0地点は。また、基準はあるのか。	<p>基準となる河川の水位は、堤防計画高水位（堤防が安全に川の水を流すことができる最大の川面の高さのこと）が浸水想定のお考え方となっております。また、地盤の高さは、航空レーザー測量で測定されています。</p>
98	荒川が決壊した場合、町内で水が引けるまでの時間は。	<p>荒川堤防が決壊したと想定し、国土交通省が提供する「浸水ナビ」の地点別シミュレーション検索システムにより計測すると、町内で浸水した水が引くまでの日数はおおむね6日から7日かかる見込みとなります。（排水機場の稼働がない場合）</p>

99	災害時ゼロアワーから水が迫ってくる状況が知りたい。	国土交通省が提供する「浸水ナビ」の地点別シミュレーション検索システムにより計測すると、各家庭の想定浸水深を確認することができます。 ※ハザードマップP7参照
100	災害に備え、町からの情報を収集できるよう、吉見町公式LINE（以下「公式LINE」という。）に登録しているが、LINEだけだとだめなのか。	町では災害情報を提供するため、複数のツールを用意しています。 公式LINEが使用できなくなることも想定し、事前に複数のツールに登録することをおすすめします。
101	防災メール（ショートメッセージサービス）は、世帯で1人ではなく、世帯全員の登録はできないのか。	運用当初は、各世帯で1つの番号のみの登録をお願いしていましたが、1人でも多くの方に災害情報を発信したいとの考えから、現在は世帯全員での登録が可能となっています。
102	町は、公式LINEから災害情報を送ったら、他のツールからは送らないのか。	公式LINEのほか、安全安心メール、各種SNS等からの配信も予定しています。
103	役場庁舎も水害の可能性があるとき、防災情報の周知や機能が使えることができるのか。また、役場庁舎が水没してしまったらどうするのか。	役場庁舎の想定浸水深は4.2mとなっており、庁舎2階は浸水のおそれがなく、また、72時間稼働可能な非常用電源装置を備えていることから、水害時においても防災行政無線やSNS等を用いた住民への情報伝達は可能となっています。
104	防災メール（SMS）について、登録ができていますか、確認メールを年に1度送信してほしい。	有料配信のため、定期的なテストメールの配信は、現在行っていません。新規登録した場合のみ、確認のためのテストメールを配信しています。 なお、登録確認については、危機管理係までお問い合わせください。個別に対応します。
105	分散避難を勧めているが避難所以外に避難した場合、物資等の配布はあるのか。また、配布がある場合は、どこに取りに行けばよいのかなど防災行政無線等で案内はあるのか。	町の指定避難所以外のいわゆる「自主避難所」に避難した場合、自主避難所での物資の配布は行いません。 なお、物資の配布を行う際は、防災行政無線や各種SNS等を活用して、配布場所や日時等について発信します。ハザードマップP7「情報を集めましょう」に掲載されている各種情報発信ツールに登録し、いつでも町からの情報を集められるように備えてください。
106	防災メールに登録してあるか分からない場合は、どうすればよいのか。	町総務課危機管理係（TEL：0493-54-1505）にお問い合わせください。登録の有無を確認することができます。
107	防災メールに登録をしたことを忘れてしまうので、定期的にテストメールがあればよいと思います。テストメールがあることで防災意識も高まるのでは。	有料配信のため、定期的なテストメールの配信は、現在行っておりません。新規登録した場合のみ、確認のため、テストメールを配信します。
108	防災アプリ（ハザードマップを掲載した物）を作してほしい。	公式LINEに、ハザードマップの全ページが掲載されています。現状、各種SNS等を活用し、情報発信していますが、将来的には防災アプリの活用によりすべての防災情報が確認できることは有効であると認識しています。
109	伝言ダイヤルのショートメールとウェブ伝言版は情報内容は同じなのか。	171の災害用伝言ダイヤルは、固定電話や携帯電話等でダイヤルし、安否情報を音声で入力する伝言版です。 ウェブ171災害用伝言ダイヤルは、文字や写真・音声を残せる伝言板です。
110	大雨の際、雨音が大きくなると、特に高齢者は防災行政無線の放送がほぼ聞こえない。音量を大きくするなどの対応はできないのか。	強風や豪雨の際には聞き取りづらいため、ハザードマップP7に直近の防災行政無線の放送内容が確認できる電話番号（0493-81-6789）を掲載しているので、放送内容を聞き逃した時などにご利用ください。

111	防災メールについて簡単に登録ができるように手続きの仕方を教えてください。	総務課において、登録希望者へお渡しする登録用ハガキと郵送用目隠しシールを用意しています。登録用ハガキに必要事項を記入し、直接役場に提出していただくか、目隠しシールを貼付の上、ポストに投かん（切手不要）してください。
112	防災行政無線が聞こえなかった場合は、0493-81-6789に電話すれば内容が確認できることがあるが、東松山市は希望者に個別受信機を配布している。吉見町では同様の配布を行っているのか。（おそらく配布していない旨を話しました。今後配布を検討できないのか。）	町では、地理的な条件等によって防災行政無線の放送が聞こえない方に対し、個別受信機の配布を行っています。放送内容を聞き逃した場合や聞き取れなかった際は、0493-81-6789に電話をかけ、直近の放送内容をご確認ください。
113	災害が起こった場合、インターネットでの情報を皆入手すると思う（ハザードマップP7下段）が、基地局が損壊した場合通信ができなくなると思う。Jアラート等のような衛星放送等の対応はないのか。	衛星インターネットは、地上系の通信設備が途絶した場合も通信の確保が可能であることから、必要な時に必要な情報を住民へ提供できるよう、衛星インターネットの利活用の導入について検討してまいります。
114	安全安心メールと防災メールの内容は同じなのか。	安全安心メール（登録メール）と防災メール（ショートメッセージサービス）の文字数制限が異なるため、文字数に違いが生じることがありますが、基本的に情報内容は同じものです。
115	避難所へ行くときに、どの避難所がどのような状態か（あと何人くらい避難できる余地があるのか等）がリアルタイムで分かる方法はあるのか。町の防災メールやホームページで確認できることができるのか。	各避難所の混雑状況は、町ホームページ、防災メール等の情報発信ツールから発信します。また、インターネット環境がない方は、テレビ埼玉のデータ放送などからも確認することができます。
116	公式LINEに登録しているのですが、防災メールに登録した場合、同じ情報が伝達されてくるのですか。	ツールごとに文字数制限が異なるため、文字数に違いが生じることがありますが、基本的に情報内容は同じものとなります。
117	警戒レベルの発令は、防災行政無線ですか、メールですか。高齢者だとメールは難しいし、防災行政無線だと放送が聞こえないケースもある。	警戒レベル3・4・5の避難情報は、防災行政無線、防災メール及び各種SNS等により情報発信します。防災行政無線について、風や豪雨の際には聞き取りづらいため、ハザードマップP7に直近の防災行政無線の放送内容が確認できる電話番号（0493-81-6789）を掲載しているので、放送内容を聞き逃した時などにご利用ください。
118	ハザードマップP4「全体索引図（荒川浸水想定区域図）」はオンライン（携帯端末）で見ることができないので、不便である。	お手持ちのスマートフォン等から、吉見町のホームページを開き、トップメニューの行政情報・組織→総務課→防災→ハザードマップを開いていただくと、P4の全体索引図が確認することができます。また、公式LINEに登録していただければ、こちらからも「吉見町防災ハザードマップ」を確認することができます。
119	過去、荒川上流部のダムから緊急放流の実績はありますか。	荒川上流域のダムについては、過去に異常洪水時防災操作（緊急放流）の実績はありません。（荒川上流河川事務所に確認済み。）
120	荒川上流のダムはどれくらいの水位を保っているのか。荒川上流の状況を自治体は把握できるのか。また、情報の共有はできるのか。	荒川上流の状況については、河川管理者である荒川上流河川事務所やダムを管理する事業者等と情報共有できる体制は整っています。また、ダムの水位や放流状況、荒川の水位などについては、国土交通省の「川の防災情報」（ハザードマップP7参照）で確認することができます。
121	行政区ごとに避難先（西地区丘陵部の集会所等）を割り振ることはできないのか。（例：西地区の〇〇集会所は、〇〇地区を受け入れるなど）	現在、行政区ごとに避難場所を指定することは行っていないませんが、浸水想定区域外にある集会所を避難場所として活用することは、現避難場所の収容人数不足の解消や分散避難の面からも有効であることから、集会所の活用については、今後検討してまいります。

122	令和元年台風第19号の際は、秩父のダム放流情報は住民には流さなかったのか。	荒川の水位上昇により直接影響を受ける明秋地区及び古名新田地区の区長には情報提供を行いました。
123	玄関先に、(避難済み)(〇〇人在宅)などの目印をつけるものはありますか。	共助の取り組みとして、一部行政区(自主防災組織)で、黄色いタオルなどを目印とする避難訓練を実施しているという事例があります。
124	集会所の耐震性を調べたいのですが、調査費用の町補助はあるのか。	集会所の耐震診断等に係る費用について、町からの補助制度はありません。
125	災害発生時は、町の対応状況(避難所の開設や避難指示等の発令等)を区長に連絡しているのか。	荒川上流部等に大雨が降ったときなどは、荒川の河川区域内にある行政区の区長には、上流ダムの放流状況等について連絡しています。しかしながら、災害対応時に全ての区長に避難情報等を連絡することは困難であるため、町ホームページ、防災メール、各SNS等からの情報収集をお願いします。
126	災害時、役場機能を維持するため、臨時の役場の設置はどのように考えているのか。	大規模災害等により役場庁舎が被災し万一使用不能になった場合、災害対策本部は東松山消防署吉見分署、次に被害を免れた最寄りの公共施設の順に設置することになります。役場機能が現在の場所で機能不全に陥った場合、あるいは大規模水害時には、西地区の公共施設に移すことも想定しています。
127	災害が発生した場合に避難所を開設する職員が決まっていると思うが、職員の参集が遅れることも想定される。その場合に西が丘小学校の避難所開設はどうなるのか。また、他の市町村では職員が対応できないときなどに地元の防災士を活用しているところもあるが町も防災士の活動を図っていったほうがよいのではないのか。	災害の規模や時間帯によっては、すぐに町職員が決められた場所に参集できないことが想定されます。そのようなときには、集まることができた職員のほか、地域の自主防災組織、消防団、各種団体等と協力して災害対応に当たることとなります。また、町内には一定数の防災士がいることから、防災士相互の連携や協力について、検討しています。
128	2019年(令和元年台風第19号)の際、避難所開設するまでの手段、時間は。	「大規模災害発生時の職員初動体制マニュアル」「避難所立ち上げマニュアル」等、各種マニュアルに基づき避難所を開設しました。10月11日(金)は大雨が予想されたため、午後3時に西公民館及び西部ふれあいセンターに避難所を開設しました。その後一向に雨風が弱まらず翌12日(土)午後1時に東第一小、南小及び北小、午後3時30分に東第二小及び西小、午後6時30分に西が丘小及び吉見中にそれぞれ避難所を開設しました。また、12日(土)午後3時30分には福祉避難所を保健センター及び福祉会館に開設しました。13日(日)の午前8時には全ての避難者が退所したことから全避難所を閉鎖しました。この間、避難勧告(警戒レベル4)を12日(土)午後3時31分に、避難指示(警戒レベル4)を午後5時36分にそれぞれ発令しています。
129	荒川、市野川が決壊し氾濫した場合は、停電してしまうと思うが、役場の機能は維持できるのか。	役場庁舎の想定浸水深は4.2mとなっており、庁舎2階は浸水のおそれがないため、また、72時間稼働可能な非常電源装置も備えていることから、水害時においても防災行政無線や各種SNS等を用いた住民への情報伝達など、役場機能の維持は可能です。

130	大規模水害時は、西小学校に災害対策本部の機能を確保することになっているが、小学校統合後はどうなるのか。	統合後の現在の小学校の活用方法については、検討中のため、まだ詳細は決定していません。しかしながら、各小学校は、地域の避難所に指定されていることから、その点は考慮されるものと思われます。詳細が決まり次第、町民の方にお伝えしてまいります。
131	役場が浸水した場合は、本部は移動するのか。	町の地域防災計画では、水害時、役場庁舎に甚大な被害が発生した場合は、西小学校を災害対策本部とし、被害の受けていない西地区の公共施設に役場機能を移すこととなっています。また、地震により役場機能を維持することが困難な場合は、東松山消防署吉見分署を災害対策本部とし、次に被災を免れた公共施設に役場機能を移すこととなっています。なお、役場庁舎には、停電時に72時間の連続運転が可能な非常用電源設備を設置していることから、甚大な被害が発生するまでは、役場庁舎で事務を執ることとなっています。
132	近隣に太陽光発電施設があるが、周辺が伐採されたことで、土砂災害の影響はないのか。	太陽光発電事業者には、「吉見町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例」に基づき、設備の適正な設置及び維持管理が義務付けられています。また、雨水等による土砂の流出や風水害等の災害を防止する責務もあります。パネルの飛散、土砂等の流出の危険性など、お気づきの点がありましたら、役場まで連絡をお願いします。
133	土砂災害特別警戒区域に指定されている崖の補強等を地権者に働きかけることはしないのか。	土砂災害防止法では、所有者に対し斜面对策を義務付けるような内容は盛り込まれていないため、町からの働きかけは行っていません。
134	災害時、ライフライン（電気・水道等）が使用不能になったときの復旧時間は。	参考になりますが、内閣府が実施した首都直下地震が発生した際の東京都の被害想定によると、各ライフラインの復旧目標日数は、電気で6日、上水道で30日、ガス（都市ガス）で55日となっています。
135	埼玉県衛生研究所は浸水想定区域図によると洪水時に浸水してしまう。水が引けるまで3日から最長で7日かかるという話もある。そういった場合、停電も考えられるので、病原菌等のウィルスを冷凍保存した場合、（非常用発電機装置があると思うが）大丈夫なのか確認していただきたい。	埼玉県衛生研究所に確認したところ、「災害対策として非常用発電機を備えており、研究用微生物等の管理は厳重に安全対策を取って管理しています」との回答をいただきました。
136	P19の左下「液状化可能性分布図」のマグニチュードについて、8.1を推定する根拠はあるのか。	埼玉県が平成26年に実施した「埼玉県地震被害想定調査」によると、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定した「関東平野北西縁断層帯地震」が、町に最も大きな被害をもたらすとの報告がなされています。その報告書によると、予想される最大震度は7、マグニチュードは8.1と想定されています。
137	吉見町内にある沼は震度いくつまで耐えられるのか。また、耐えられなくなった場合誰が管理するのか。	町内には、地震等により堤体が決壊した場合、人的、物的被害が発生するおそれのある防災重点ため池が9箇所あります。過去に町内で経験したことのある既往最大震度は5強（東日本大震災）ですが、その際、堤体の決壊等は発生していません。なお、防災重点ため池の管理者は、町になります。

138	東日本大震災の時は、場所により揺れ方が全く違い、ほとんど揺れなかった場所もあった。そのような情報は掲載しないのか。	ハザードマップは、地理的な特徴や自然災害の発生リスクを示す地図です。地震や洪水、土砂災害などの危険性を評価し、リスクの高い地域を可視化することにより被害を最小限に抑えることにあります。したがって、個別の事例を挙げて、ここは揺れなかったというような表現を用いることは、見る方に間違った安心感や誤解を与えるおそれがあるので、掲載は考えていません。
139	堤防に竹が生えている場所があるが、強度は大丈夫なのか。	荒川の河川管理者である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所（以下「荒川上流河川事務所」といいます。）と情報共有を図ります。
140	町周辺の堤防整備が進まないのは、上流の堤防（吉見町周辺）を破堤させて、下流（都内）を守ろうとする狙いがあるのか。	荒川上流河川事務所に確認したところ、「上流部の堤防を故意に破堤させることはありません。今後も国は計画的に堤防整備を実施していきます。」との回答がありました。
141	堤防のどこが切れやすいか分かるのか。	堤防の決壊場所を事前に把握することはできませんが、国や県が適宜行っている堤防の調査結果については、情報共有しています。
142	市野川の堤防工事の進捗状況は。	河川管理者である埼玉県東松山県土整備事務所（以下「東松山県土整備事務所」といいます。）により、計画的に市野川堤防の築堤及び補強工事が実施されています。
143	令和元年台風第19号を経験し、ハザードマップの説明を受けることで、災害に対する意識を持つことは大事だが、町としてリスクを下げる対策をしているのか。ハード面の整備などの洪水対策を町民に知らせてほしい。	荒川については国で、市野川については県でそれぞれ整備を行っています。荒川及び市野川堤防の整備については、吉見町を含めた沿線自治体で組織するそれぞれの期成同盟会を通じて、国や県に対して要望をしています。河川整備は、下流域から行わないと効果が得られないことから、上下流のバランスをみながら右岸や左岸の堤防等の整備を計画的に進めていくと伺っています。
144	3つの川（荒川・市野川・和田吉野川）の堤防が決壊する可能性はあるのか。	令和元年台風第19号の際、東松山市では、複数の堤防が決壊しました。近年、想定を超える豪雨災害が全国各地で頻発していることから、複数河川の堤防が同時に決壊する可能性はゼロとは言えません。荒川上流河川事務所や東松山県土整備事務所が計画的に堤防整備を行っていますが、町民の皆様にも、日頃から災害への備えをお願いします。
145	堤防の補強工事の進捗状況は。	国管理の荒川は、荒川上流河川事務所が、計画的に堤防強化を進めるとともに、堤防の状態については、日常的に監視（河川パトロール）を行っています。また、県管理の市野川は、東松山県土整備事務所が、計画的に堤防強化を進めています。令和5年度には江網地先での築堤工事が完了し、現在は大串台山地先での堤防強化工事が進められています。
146	スーパー堤防の上段を開放して車両や近隣住民の緊急避難場所にできないか。できれば河川整備計画等で検討してほしい。	避難が遅れた町民の安全を確保するため、一時的に避難できる緊急避難場所の設置について、近隣の取組事例を河川管理者である荒川上流河川事務所に確認するなど、情報収集に努めます。
147	洪水被害対策として、河川の底にたまった土砂を取り除くことによって、河川に流れる水量を増やす等の対策はしないのか。	河川のしゅんせつ工事は、川底を掘り下げて水深を確保し、水がスムーズに流れるようにするため、洪水災害の防止が期待できます。国や県では、河川のしゅんせつ工事を適宜実施しており、荒川では、増水時に水を逃がす場所としてピオトープの整備なども実施しています。

148	道路整備より河川堤防強化に予算を付けてほしい。	道路整備事業、河川整備事業ともに、緊急性、優先度、費用対効果などを検証し、町全体として必要性の高い事業から予算配分し、事業を実施しています。
149	秩父に何ミリの降雨量があったら荒川の堤防が決壊するのか知りたい。(300ミリを超えたら危ないと聞いたが。)	堤防には、計画高水位(けいかくこうすい)という河川の計画を立てる際の基本となる水位があります。河川の堤防工事などの基準で、堤防が完成した後はその堤防が耐えられる最高の水位で、荒川の熊谷観測所では7.507mとなっています。なお、令和元年台風第19号では、10月10日(木)の午後7時から12日(土)の深夜0時までの53時間雨量は、秩父市浦山で687.0ミリ、ときがわで604.5ミリ、秩父市三峰で593.5ミリを記録しています。
150	数年前から堤防に竹が生え、年々増えてきている。このままでは堤防が弱くなり、水害の際に決壊や氾濫がとても心配である。堤防の強化はどうなっているのか。	竹の状況については、荒川上流河川事務所へ報告します。堤防強化については、下流域や実害のあった地域から優先して実施しており、国土交通省としても、計画的に進めていくとのこと。堤防の状態は、荒川上流河川事務所により、河川パトロールと称し、常時巡視を行っています。
151	スーパー堤防化について、さいたま市等では工事が進んでいるが、高尾新田は止水土手(東吉見第一号追横堤)があるにもかかわらず、スーパー堤防の工事が進まないのはおかしい。議員の署名活動だけではなく、町が直接国や県に要望するなど早期対応してほしい。	町民の安全安心の確保につながるため、市野川堤防の強化については県へ、また荒川堤防の強化については国へ、それぞれ関係する自治体の町長や議長などを構成員とする期成同盟会を通じて直接要望書を提出するなど要望活動を実施しています。そのほか、様々な機会を捉え、東松山県土整備事務所長や荒川上流河川事務所長との意見交換を行い、堤防強化の必要性をうたえています。
152	荒川堤防の東西で高さが異なる理由は何か。	堤防の高さ及び規模は、河川の状態(その場所での流量やカーブなどの地形の変化)に応じて、河川管理者である国(荒川上流河川事務所)が決められているとのこと。
153	荒川堤防の工事で矢板を入れたところがある。具体的にどのあたりか。	荒川を管理している荒川上流河川事務所流域治水課から以下のとおり回答がありました。平成11年の大雨の際、上砂・中曽根地内(吉見ゴルフ場の範囲)の堤防からの漏水が発見され、堤防の漏水対策工事(災害復旧工事)を実施しました。工事内容は、延長1,700m、川表側の法先に矢板の打設、川裏側にカゴマット(碎石)の施工、さらに堤防断面拡幅工事により、堤防高も上がりました。
154	災害に強い町づくりをしてほしい。	住民一人ひとりが、平時からいつ起こるかもしれない災害に備え、災害発生時には、適切な避難行動をとっていただけるよう、引き続き「自助」・「共助」の取り組みを促進するための対策を講じてまいります。
155	住民の防災意識を高める場を増やしてほしい。(特に各地で災害が発生し、住民の防災意識が高まっているときに)。	町では、水防訓練や各種防災訓練を実施するとともに、「自助」「共助」の取り組みを推進する事業(防災フェア・自主防災組織リーダー養成講座・防災教育等)を適宜実施しています。全国的に大規模災害が激甚化・頻発化していることから、引き続き、住民の防災、減災意識を啓発する事業に取り組んでまいります。

156	共助について、自主防災組織が実質機能していないので、町の取り組みが必要ではないか。	町では、災害発生時に地域でリーダーシップを取り、救助・応急活動等、防災活動の中心となっていたり、自主防災組織リーダー養成講座等を開催しています。 そのほか、自主防災組織の育成支援として、共助の取り組みに関する情報提供も行っているため、総務課危機管理室までお問い合わせください。
157	フレサよしみを会場とした説明会を実施し、その場で直接防災担当より質疑に対する具体的な回答が聞けるようにしてほしい。	フレサよしみを会場としたハザードマップ説明会の予定はありませんが、各行政区で出された意見や質問を質疑応答集(Q&A)として冊子にまとめたものを今後区長に配布するとともに、町ホームページにも掲載する予定となっています。 この応答集では、国や県の防災担当の見解や町の防災担当者等の意見や考えが盛り込まれているので、防災、減災に関する知識の習得に役立つ冊子であると考えています。
158	地域によって災害の内容が異なるため、地区の特性に合わせた説明会にしてほしい。西地区の場合は、土砂災害が発生した時の具体的な対応を特化して説明会をしてほしい。	今回のハザードマップ説明会においては、町全体に係る災害として理解いただくよう、水害のおそれがない地域にお住いの皆様にも、水害対策について説明させていただきました。 地域課題に特化したテーマでの説明会(出前講座)を希望される場合は、担当職員が行政区に伺い説明しますので、総務課危機管理室までご相談ください。
159	説明会の開催通知の終了時間の記載があるとよいと思うが。	前回(令和3年)のハザードマップ説明会では、参加人数や質疑応答などにより会場ごとに終了時間に差が生じたことから、あえて記載しませんでした。 今回の説明会の実績等を踏まえ、多くの方が参加しやすい説明会になるよう検討してまいります。
160	町に転入した住民にハザードマップを配布しているのか。	新たに住民登録をされた方には、役場庁舎1階町民健康課2番の窓口でお渡ししています。 また、2階総務課7番の窓口でもお渡ししています。
161	ハザードマップは全戸に配布しているか。	現行のハザードマップは、令和3年3月に全戸配布しています。新たに住民登録された方については、1階の町民健康課2番の窓口、2階の総務課7番の窓口でお渡ししています。
162	元々は吉見町は水害の町で東の方の家には軒下に船があった。また、宅地に2mの水塚があったりしたが、防災月間などに、そのような物を案内する等、吉見町は水害の町であるということを住民に周知する機会を設けても良いのではないか。	毎年、災害の恐ろしさ等を住民に周知・啓発するため、公共施設において防災展示を実施しています。 また、広報よしみやホームページ等を通じて定期的に水害リスク情報を発信しています。 今後においても、あらゆる機会や様々な情報発信手段を活用して、住民の防災、減災意識の高揚に努めてまいります。
163	家の耐震診断をしよう(P23)とあるが補助金はあるのか。	町内に所在する、昭和56年5月31日以前に着工された、地上2階建て以下の木造の専用住宅又は併用住宅(1/2以上が居住用)を対象とした町の補助制度があります。(補助限度額1戸あたり、最大5万円(補助率2/3))

164	ハザードマップの説明会はもっと早くやるべきではないか。	<p>町は、令和3年3月、従来の地震、洪水及び土砂災害の各ハザードマップを1冊にまとめた防災ハザードマップを作成し、全戸配布しました。</p> <p>さらに、ハザードマップの活用と認知度の向上を図るため、令和3年6月26日、27日、7月3日及び4日の4日間、各行政区に出向きハザードマップ説明会を実施しました。</p> <p>また今年度は、3年ぶりに6月16日、23日及び30日の3日間、説明会を実施しました。</p> <p>いずれも町の水防訓練の終了後で、本格的な出水期を迎える前に出来るだけ早く実施したいとの理由から6月を中心日として実施したものです。</p> <p>なお、町ホームページ上で「吉見町防災ハザードマップ説明動画」を、いつでも視聴できるので、ご利用ください。</p> <p>※ホーム→組織から探す→総務課→防災→ハザードマップ→吉見町防災ハザードマップの説明動画（吉見町公式YuuTubeチャンネル）</p>
165	ハザードマップP24の備蓄品でサバイバルな方法を教えてほしい。また、ろ過水の作り方等を広報で周知してほしい。	災害時の非常持出品や備蓄品の備えは、安全に避難生活を行うために必要なものと考えます。また、衛生上、健康を害するような手法については周知していません。
166	海外では避難所に避難した場合、一週間程度でプライベート空間が保たれると聞くと、町の避難所では、どのようにプライベート空間を保つ計画なのか。また、プライベート空間を保つ資材は全世帯に対し、どのくらいの割合で備蓄してあるのか。	町では、避難所生活において避難者のストレスを軽減するために、早急にプライベート空間を確保することが重要であると認識しており、175基のテント型間仕切りパーティションを備蓄しています。全世帯に対する備蓄量としてはわずかな量であることから、乳幼児がいる家庭や配慮が必要な方がいる家庭に優先的に提供するように、運用を予定しています。
167	避難所に避難する際、どのようなものをどれくらい持参するのがよいか。	ある程度の物資は町でも備蓄していますが、災害の状況次第では、全ての避難者に行き届くかは、お約束できません。災害の状況にもよりますが、各家庭（個人）で必要なもののほか（おむつや生理用品、コンタクトレンズなど）、最低でも2～3日分の水や食料、毛布などの防寒グッズ等の準備をお願いします。
168	令和元年台風第19号で避難した際は、スリッパがあると良いと感じたが必要か。	避難所での生活においては、衛生上及び安全上、スリッパは必要であると考えます。
169	ニュースで吸水性素材の土のうの存在を知った。土のう用の土の確保の必要がないことや洪水時なら水の確保にも困らないことから、効果的であると思われる。町で吸水性素材の土のうの購入及び備蓄を検討してはどうですか。	土のう用の土等が不要で保管に場所を取らないなど、水害対策に有効な資機材であると考えられることから、コスト面、作業性なども確認し、備蓄について検討してまいります。
170	町は救難ボートを保有しているのか。	風水害時における救助艇として、東松山消防署吉見分署に、町のボートを1艇、比企広域消防本部のボートを1艇、計2艇を保有しています。
171	災害時に避難所に行かず自宅などにとどまった被災者に対して災害備蓄品は届くのか。避難所に行かないと備蓄品は手に入らないのか。	災害時に自宅等にとどまるなど自主避難される方については、ハザードマップP24を参考に、災害復旧までの数日間（最低限3日、推奨7日程度）生活できるよう、備蓄を心がけてください。その後の対応として、町が締結している災害協定等により調達した飲料水や食料等については、各避難所等において、被災者に配布する予定です。

172	災害が起こった時に、集会所等に自主避難した際、食料などの物資の配給はあるのか。また、高齢者等は、町が指定した避難所へ行くのは困難であると思われる。指定避難所以外に物資を届けていただくことはできないのか。	集会所など町の指定避難所以外に避難した場合は、災害発生直後は町から物資をお届けすることはできません。 自主避難する際は、最低限3日分、推奨7日分の非常食等の備蓄品を準備しましょう。（ハザードマップP24参照）
173	備蓄品の備蓄量はどの程度か。（どこにどれくらいあるか。）	町の備蓄品については、ホームページから確認することができます。 ※ホーム→組織から探す→総務課→防災→災害に備える→防災用備蓄品
174	東松山市はテントを準備しているようだが、町はどのくらい準備しているのか。	町では、避難所運営用資機材として、テント型間仕切りパーティションを175基備蓄しています。
175	ラジオの事前配布は。	現在、町では防災ラジオの事前配付は行っていません。 災害時にはインターネットがなくても情報が得られる防災ラジオは有効であることから、各家庭での準備をお願いします。
176	充電器の準備。	町では、避難所運営用備品として、ポータブル蓄電池を24台、充電用USBのハブを12台備蓄しています。 なお、ポータブル蓄電池やポータブル電源は、災害時の備えとして有効です。
177	南小学校は避難した方に聞いたが、毛布などを持参した人は良かったが、持参しなかった方は町の対応がなく寒い思いをした。不公平が無いように対応いただきたい。	令和元年台風第19号時の経験・教訓を活かすべく、現在、南小学校には、収容人員分（340人分）の毛布などの備蓄品を備えています。 しかしながら、災害時には収容人員を超える住民が避難所に避難し、必要な備蓄品が不足することも想定されるため、避難の際には、水や食料のほか、毛布などの防寒対策についても備えをお願いします。
178	2019年の台風19号の際、東第二小学校の避難所から北本市へ避難しようとしたが荒井橋が通行止めで北本市へ避難できなかった。荒井橋が通行止めになるタイミングなど早めに分かると避難しやすい。	管轄の県警や東松山県土整備事務所（道路管理者）からの情報を共有し、最新の情報を町民の皆様にご提供できるよう、対応してまいります。
179	2019年の台風第19号の際、消防団の部長は、荒川があふれそうな状態の中、荒井橋付近で監視をしていた。親族の安否が心配な団員が帰宅する中、最後まで対応せざる得なかったが、消防団員の安全確保をどのように考えていますか。	町の消防団員は、水害時は水防団員として、水害に係る被害軽減のため、河川の巡視などの水防活動にあたります。 この水防活動では、二次被害防止を図るため、安全管理を最優先することを原則としています。このため、水防活動時の団員の安全確保については、自己の安全管理、経験則による安全を過信しないこと、指揮者の明確化、安全に留意した指揮、安全が確保できない場合の活動は行わない、などを厳守することとなっています。
180	万が一家が倒壊した場合は、どこに連絡したいのか。	災害発生時の連絡先ですが、（火災の場合）火災が発生した場合は、119番（消防署）に通報してください。 （家が壊れた場合）家の一部が壊れた場合は、町総務課危機管理室（TEL54-1505）へご連絡ください。 自然災害等で家が倒壊するなど緊急性がある場合は、119番（消防署）に通報するか、110番（警察署）へご連絡ください。 （災害によりけがをした場合）救急車の必要がある場合は、119番（消防署）に通報してください。

181	民生委員として、町、警察、消防の役割が不明確。	防災関係機関の役割分担について、町「地域防災計画」に明記しています。ホームページから確認することができます。 ※ホーム→組織から探す→総務課→防災→防災に関する計画→地域防災計画→吉見町地域防災計画（第1編・総則・1-6～1-14）
182	洪水があった際、上細谷で誰が行方不明になっているかなど、どうやったら分かるのか。現状ではどういうシステムになっているのか。	行方不明者の情報は、ご家族や地域住民などから、警察、消防、役場などへ情報提供があったものについて集約し、救出・救助活動に活用します。 なお、大規模災害時に備え、ハザードマップ裏面「災害用伝言ダイヤル（171）」を利用するなど、家族や知人との間での安否確認や避難場所の連絡がスムーズに行えるよう、複数の安否確認手段の確保に努めてください。
183	令和元年台風第19号の際、東第二排水機場にいたが、県から排水機場を止めて避難するように指示があった。内水対策は、排水機場が一つ止まっても大丈夫なのか。	町内の排水機場は4箇所あり、令和元年台風第19号の際もフル稼働はしていませんでした。
184	内水氾濫の危険性について。	このハザードマップで示されている浸水想定区域は、荒川、市野川及び和田吉野川の「外水氾濫」を対象に作成したもので、「内水氾濫」については、過去に道路冠水等が発生した場所のみ掲載しています。 現在、町内には4箇所の排水機場があり、市野川へ強制排水することで内水氾濫を防いでいます。
185	横見川について、水門は誰の判断で誰が操作しているのか。横見川は右岸側に（西）へ流れる構造になっているため、水門を閉めるべきではないと思っている。久保田中地内にある水門は、大雨の時に全開になっているため、勢いよく川の水が流れる。以前、水門の開閉が危ないから直してくれと、役場に投稿したことがある。横見川は右岸側に流すのか両方に流すのか、どういう考えなのか、どこで考えているのか、土地改良区なのかよく分からない。	横見川に設置されている水門（堰（せき）や坝（いり））※水を溜めたり、用水路に引き込む施設は、大雨等の際、内水氾濫を防ぐため、堰については全開、坝については全閉としています。 また、水門の開閉については、吉見領土地改良区で判断し、各地区の水門の担当者に操作を委託しています。 なお、水門の操作と併せて、町内4箇所にある排水機場を随時稼働させ、内水氾濫の防止に努めています。
186	横見川の管理は誰なのか。	横見川の管理について、排水路としての整備・維持管理は町、用水の管理は吉見領土地改良区となっています。
187	横見川の水門の管理者を明確に（名札をぶら下げて）すべきではないか。	横見川の水門（堰（せき）や坝（いり））については、吉見領土地改良区が管理し、各水門の担当者に操作を委託しています。
188	大沼、天神沼、和名沼の放流は管理者の判断によるとあるが、管理者は誰なのか。大雨になったときに事前放流した方がよい場合があるが、誰が判断して、誰が操作するのか、前回（令和3年度）の説明会の時に回答はなかったため再度聞きたい。	大沼は西吉見南部土地改良区、天神沼は久米田地区、和名沼は和名地区がそれぞれ管理者となっています。 ため池は、大雨等に備え、一定の水位以上にならないよう、排水する構造となっています。
189	最近、公共下水道への接続工事を実施したが、災害時の使用について町の対応は。	地震等、大規模災害の影響により、下水道に大きな被害が生じると下水が流れにくい状況となることが想定されます。 管路など下水道施設が損傷した状況で、通常どおり排水すると、下水道管が詰まり、最悪の場合、道路上のマンホールや各家庭の汚水桝、トイレ等から下水があふれ出ることとなります。 町では、可能な限り、水道の使用を控えていただくなど、下水道管の負担軽減に御協力いただくよう町民に周知します。

190	雨が降ったときにどのくらいで武蔵水路を止めるのか。	武蔵水路を管理する「独立行政法人 水資源機構」に確認し、武蔵水路の目的として、内水排除（武蔵水路の水路周辺の内水排除の確保・強化）、都市用水の導入（都市用水の安定的な供給確保）、河川浄化用の導水（荒川水系の水質改善）が挙げられ、令和5年度には、台風等の降雨に対応するため、利根川からの導水を停止し、水門や放流口から武蔵水路への取水を取り込む内水排除操作を2回実施したとのこと。
191	地震等で水道管（取水間）の破裂が懸念されるが、現在町の耐震率は何%か。能登地区は35%と報道されました。吉見町は20%の耐震率と聞いたが水道インフラの安全性の確保についてどう考えているのか。	今回の能登半島地震で断水が広範囲で発生し、長期化している理由については、地震の揺れが大きかったことに加え、水道管の老朽化などが挙げられています。町の配水管の耐震化は、老朽管の更新に併せて進めているところですが、耐震化率は令和4年度末時点で32パーセントとなっています。災害に強い水道管網を構築するため、計画的に水道施設の耐震化に取り組んでいます。
192	八反田配水場があるが、地元住民が使えるのか。どういう設備になっているのか。	災害発生時の給水活動については、行政区と連携、協力の上、指定給水場所において給水するとともに、拠点給水場所である町内各配水場の配水池から周辺住民に給水することとなっています。給水方法については、仮設共用水栓の設置による仮設給水方式と給水容器による運搬給水方式を併用することとなっています。
193	井戸水を使っている家が多いが、災害時に使えるのか。	現在町では、大規模災害時に不足しがちな生活用水（お風呂、洗濯、トイレ等に使用する水）を確保するため、災害時協力井戸制度の構築に取り組んでいます。広報よしみを通じて、町内に井戸を所有し、有事の際に井戸水の提供が可能な方の登録を現在募集しています。
194	断水時は、配水場等のタンクの水を近くに住んでいる住民くらい給水してもらえるのか。	災害発生時の給水活動については、行政区と連携、協力の上、指定給水場所において給水するとともに、拠点給水場所である町内各配水場の配水池から周辺住民に給水することとなっています。
195	桜土手の切通しについて、管理はどこで行っているのか。	さくら堤公園（桜土手）の切通しは、昭和45年頃設置され、管理は、町が行っています。併せて堰についても、昭和45年頃設置されました。
196	東公民館の近接地の盛土は、大雨等で土砂崩れが起きるのではと危険を感じている。同じように町内には自然の山やがけではなく、人為的に盛土が点在していると思うが、町ではこのような盛土をどの程度把握され、どのような対策を立てているのか。	盛土の箇所については、埼玉県と連携し現状の把握に努め、原因者への改善の指導等を行うとともに、定期的な巡回を実施しています。